

兵庫県公報

平成23年7月19日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 平成23年2月20日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 …………… ページ 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

平成23年2月20日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決

平成23年2月20日執行の篠山市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成23年7月19日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

裁 決 書

審査申立人
篠山市東新町84番地
鈴木一誠

上記審査申立人（以下「申立人」といいます。）が平成23年4月19日付けで提起した平成23年2月20日執行の篠山市長選挙（以下「本件選挙」といいます。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査の申立てを棄却します。

審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における選挙及び当選の効力に関し、平成23年3月5日付けで篠山市選挙管理委員会（以下「市委員会」といいます。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会は同年4月5日、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」といいます。）をしました。

申立人は、同年4月6日頃に原決定の内容を知りましたが、原決定の内容に不服があるとして、原決定の取消し及び本件選挙を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てを行ったものです。

審査の申立ての理由

当委員会は、本件審査の申立ての理由を、次のとおりであると認めました。

市委員会は、選挙公報を投票所入場券に同封して選挙人に送付すべきところ、別々に送付を行っており、故意に公金を浪費して楽しむ「選挙ゴッコ」の管理執行を行っており、公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号。以下「法」といいます。）の基本理念である「選挙の自由公正の原則」が遵守されておらず、本件選挙は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てにつきその要件を審査し、適法なものと認めたのでこれを受理し、市委員会からは弁明書を、申立人にはこれに対する反論書の提出を求め、審理を行いました。その結果は次のとおりです。

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られています。この「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」とされています（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」とされています（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

このような観点から、申立人の主張について本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて判断します。

投票所入場券は、事前交付によって選挙人に選挙の日時、選挙人が投票すべき場所を知らせ、かつ、選挙人本人による投票であることの確認を的確・円滑に行うための手段であるところ、法施行令第31条第1項は、特別な事情のない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかにこれを交付するよう努めなければならないと定めています。

その趣旨は、選挙人本人による投票であることの確認は、告示日の翌日から始まる期日前投票や不在者投票でも行われるものであること等から、投票所入場券を選挙人に対してできるだけ早く届けるように努める義務を定めたところにあると解されます。

これに対し、選挙公報は、各候補者の氏名、経歴、政見等を候補者の申請のあった掲載文を原文のまま掲載し、各世帯に配布されるものであり、篠山市においては、篠山市議会議員及び篠山市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成11年4月1日条例第27号。以下「市条例」といいます。）及び篠山市公職選挙執行規程（以下「市規程」といいます。）に基づき、選挙公報の掲載文は、立候補者が告示日に申請し、その締切り後、複数の候補者がある場合、その掲載の順序はくじで決め、その後、印刷された上で、選挙期日の前日までに配布されるものとされています。

申立人は、市委員会が選挙公報を投票所入場券に同封して配布せず、公金を浪費して楽しむ「選挙ゴッコ」の管理執行を行っていると主張しますが、法、市条例及び市規程には、選挙公報を投票所入場券に同封して配布しなければならない旨は規定されていません。

本件選挙において、市委員会は、投票所入場券の発送を平成23年2月13日の立候補受付終了後に開始し、遅くとも同月16日までは各世帯に到着するよう手配しています。一方、選挙公報については、同月13日の午後5時に原稿が確定した後、掲載順序の決定を行い、同月14日午前11時頃に印刷を完了し、同月15日からシルバー人材センターへの委託により各世帯への配布を開始し、同月17日に配布を完了しています。

市委員会が告示日中に投票所入場券を発送し、早期の送付に努めたことは、上記施行令の立法趣旨にかなうものであり、また、投票所入場券の送付を選挙公報の配布時まで見合わせることを要求すべき法的根拠も見出し難いことから、本件選挙における市委員会の管理執行が違法であるとはいえず、もとより選挙無効事由に該当しません。

なお、平成19年2月25日執行の篠山市長選挙において、本件申立人から同様の主張がなされましたが、大阪高等裁判所は、市委員会が投票所入場券の発送と同時に選挙公報を配布せず、投票所入場券をできるだけ早い時期に選挙人に送付することについて、「施行令の規定の趣旨にかなうものであり」、「何ら違法視することができない」旨を判示（平成20年3月28日大阪高等裁判所判決）しているところです。

よって、当委員会は、法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第40条第2項の規定により主文のとおり裁決します。

平成23年 7月15日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩